

告 示

埼玉県告示第三百六号

埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成七年埼玉県告示第千七百八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公立大学法人埼玉県立大学」を「別表に掲げる地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)」に、「千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」を「二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第一条関係)

- 一 公立大学法人埼玉県立大学
- 二 地方独立行政法人埼玉県立病院機構

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。